

令和7年度(2025年度)第1回
豊中市バリアフリー推進協議会 資料

令和7年度(2025年度)第1回豊中市バリアフリー推進協議会

日時: 令和7年(2025年)9月1日(月)14:00~16:00

場所: 地域共生センター(Web 会議併用)

次第

1. 会長あいさつ、委員紹介
2. 各部門のバリアフリー化について
3. 市有施設の整備事業における当事者参画について

≪ 資料一覧 ≫

【資料1】委員名簿

【資料2】市管理道路のバリアフリー化について(基盤整備課)

【資料3】府管理道路のバリアフリー化について(池田土木事務所)

【資料4】踏切道内誘導表示の設置について(基盤整備課・池田土木事務所)

【資料5】小中学校のバリアフリー化に関する事業について(施設課)

【資料6】大阪府福祉のまちづくり条例の改正について(大阪府建築環境課)

【資料7】公園のバリアフリー化について(公園みどり推進課)

【資料8】社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進について
(障害福祉課)

【資料9】公共交通のバリアフリー化について

(資料9-1,2)バリアフリーの取り組みについて(阪急電鉄株式会社)

(資料9-3)バリアフリーに関するハード・ソフト施策について(北大阪急行電鉄株式会社)

(資料9-4)ソフト面の取り組みについて(大阪モノレール株式会社)

【資料10】バリアフリーマップの作成について(基盤整備課)

【資料11】市有施設の整備事業における当事者参画について

(基盤整備課・公園みどり推進課)

【参考1】前回協議会の意見と回答

【参考2】豊中つばさ公園のバリアフリー化に関する意見における対応の方向性一覧

豊中市バリアフリー推進協議会 名簿

令和7年(2025年)9月1日

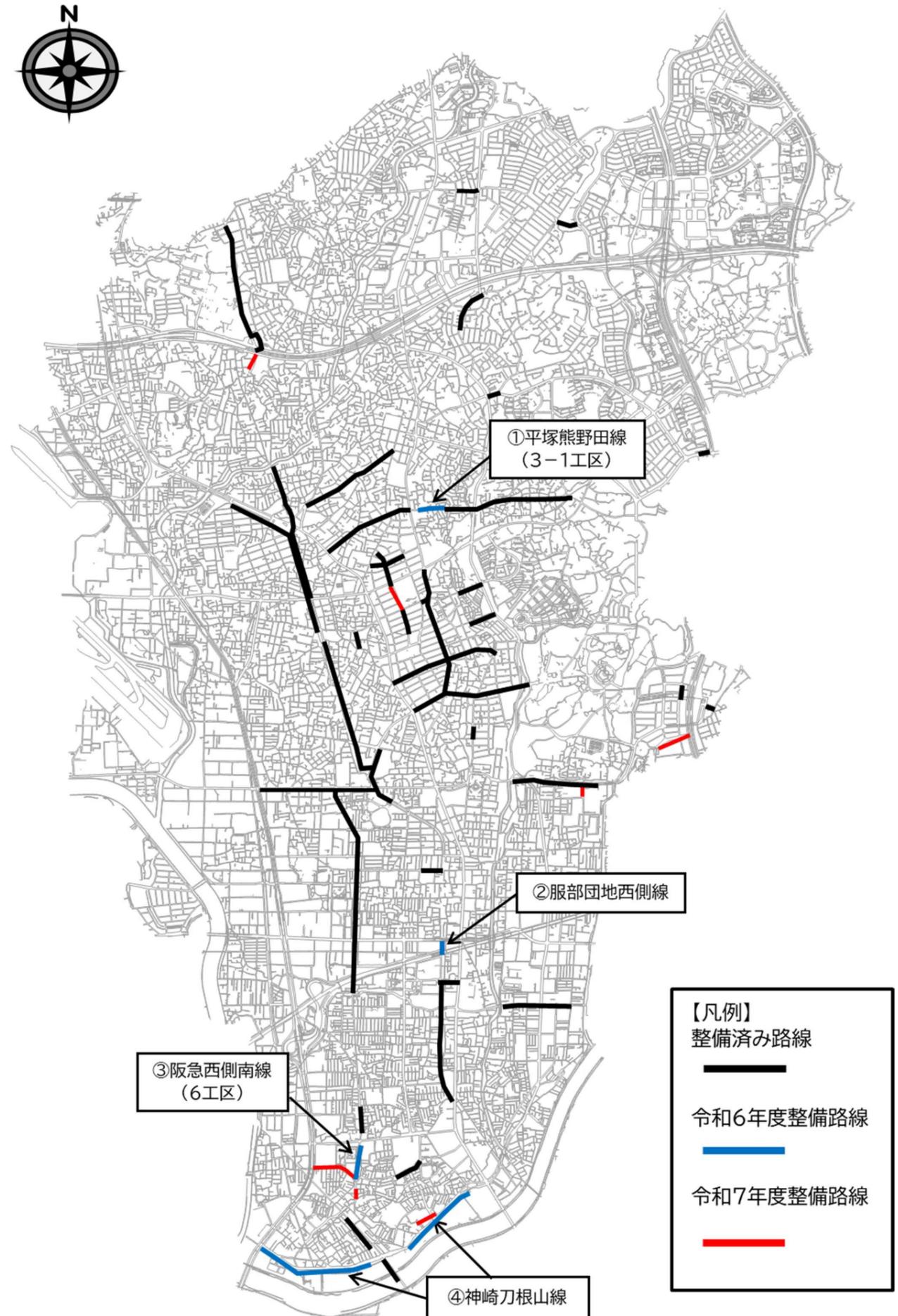
No.	選出区分	所 属		役 職	氏 名	
1	委員	学識経験者	奈良女子大学	生活環境学部住環境学科	准教授	むらきま ちえ 室崎 千重
2		関係団体代表	豊中市身体障害者福祉会		-	てらもと みよこ 寺本 美代子
3			国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議		事務局	なかた やすひろ 中田 泰博
4			特定非営利活動法人CIL豊中		-	うえだ てつお 上田 哲郎
5			豊中市老人介護者(家族)の会		副会長	ながた いくお 永田 育生
6			豊中市老人クラブ連合会		副会長	ふじい たもつ 藤井 保
7			国際交流の会とよなか		TIFA事務局・ 外国人相談窓口相談員	つつい ゆりこ 筒井 百合子
8			子育てサークル ふたごさんあつまれ		-	むかい ゆき 向井 由紀
9			市民	公募市民		-
10		-				みなみひろお 南 浩男
11		-				とみた あゆむ 富田 歩
12		交通事業者	阪急電鉄株式会社	都市交通事業本部技術部	課長	やました ともひろ 山下 智宏
13			大阪モノレール株式会社	運輸部業務課	調査役	とやま ひろひさ 土山 博久
14			北大阪急行電鉄株式会社	鉄道事業部施設課	課長	きむら てつや 木村 哲也
15			阪急バス株式会社	営業企画部業務課	課長	よしおか てつお 吉岡 徹郎
16			大阪タクシー協会の定める代表者	阪急タクシー株式会社 経営企画室	副室長	まきかわ やすお 前川 康男
17		関係行政機関	大阪府池田土木事務所	建設課	課長	ひらい みきや 平井 幹也
18			大阪府豊中警察署	交通課	課長	でぐち ひろつぐ 出口 裕嗣
19			大阪府豊中南警察署	交通課	課長	よねまる あきひこ 米丸 昭彦
20		豊中市	都市基盤部	-	部長	の だ ひろし 野田 宏志
21	アドバイザー	学識経験者	近畿大学	-	名誉教授	みほし あきひろ 三星 昭宏
22		東北福祉大学	総合マネジメント学部産業福祉マネジメント学科	教授	いづか ゆうこ 石塚 裕子	
23	オブザーバー	国	国土交通省近畿運輸局	交通政策部共生社会推進課	課長	せ の まさかず 瀬野 正和
24		大阪府	大阪府都市整備部	住宅建築局建築環境課	主査	たかじ けいけい 瀧藤 敬介
25		豊中市	財務部	施設課	次長	にしもと ひろあき 西本 裕昭
26			環境部	公園みどり推進課	課長	うちだ さんたろう 内田 三太郎
27			都市基盤部	交通政策課	次長	さかきばらひこ 榊原 英彦
28				基盤整備課	課長	くほ かつし 久保 勝稔
29			福祉部	障害福祉課	課長	もりた まみこ 森田 麻美子
30				長寿社会政策課	課長	どうもと ひろのり 堂本 裕紀
31				長寿安心課	課長	もりもと りょう 森本 亮
32				こども未来部	こども政策課	次長
33			教育委員会	学校教育課	課長	おと ゆたか 小渡 豊
34			都市活力部	産業振興課	主幹	あらい たかのが 荒木 孝信
35			市民協働部	人権政策課	次長	つだ てつと 津田 徹人
36			都市経営部	危機管理課	次長	いとう ようすけ 伊藤 洋輔

1. 歩道改良実施計画に基づく事業

歩道改良実施計画(令和3年度改訂版)に基づき、計画延長23kmのうち約20.5kmを実施し、進捗率は約89%となります。

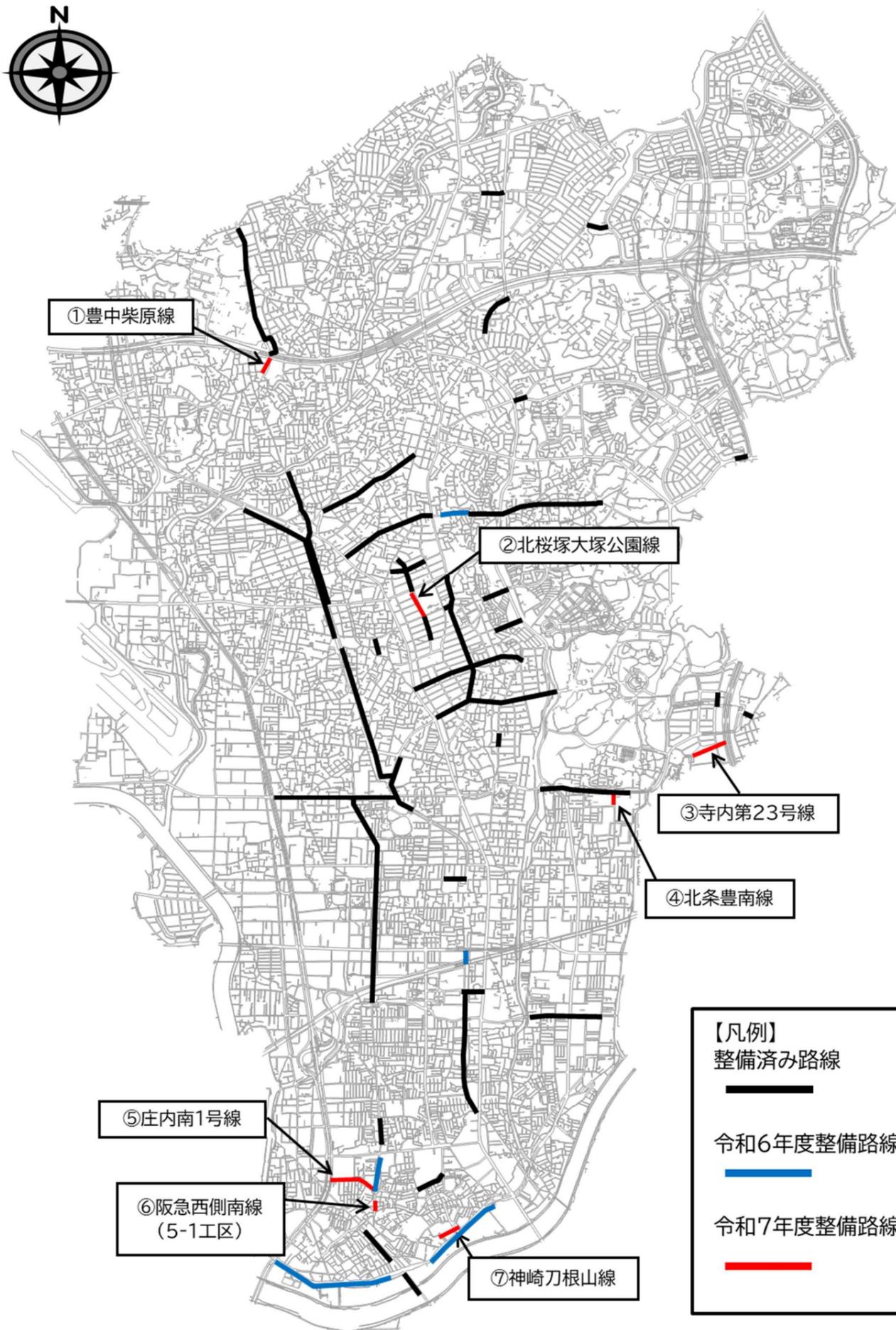
【令和6年度(2024年度)整備完了路線】

No.	路線名	整備内容	整備前後
1	平塚熊野田線 (3-1工区)	・歩道新設 ・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
2	服部団地西側線	・歩道拡幅 ・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
3	阪急西側南線 (6工区)	・歩道拡幅 ・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	
4	神崎刀根山線	・歩道拡幅 ・縁石改良 ・勾配解消 ・点字ブロック設置	



【令和7年度(2025年度)整備予定路線】

No.	路線名	延長	現況	
1	豊中柴原線	約152m		
2	北桜塚大塚公園線	約222m		
3	寺内第23号線	約273m		
4	北条豊南線	約102m		
5	庄内南1号線	約340m		
6	阪急西側南線 (5-1工区)	約67m		
7	神崎刀根山線	約120m		



【凡例】
 整備済み路線
 令和6年度整備路線
 令和7年度整備路線

2. 生活関連経路バリアフリー整備計画の策定について

2.1 概要

令和4年(2022年)3月に策定した「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」に基づき、市道の生活関連経路等のバリアフリー化について定めた計画「生活関連経路バリアフリー整備計画」を策定します。

2.2 現地調査

整備計画検討のために必要な現地調査を行います。調査対象は、バリアフリーマスタープランで設定する生活関連経路および歩行空間ネットワークとし、バリアフリーマップの調査結果を活用したバリア箇所の抽出・調査を行います。

現地調査 対象箇所

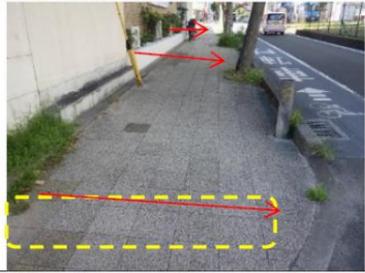
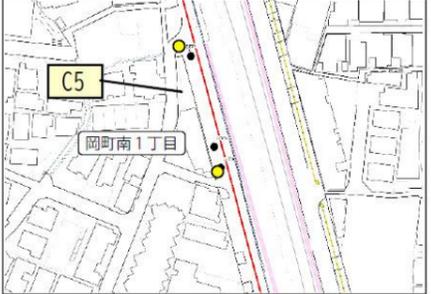
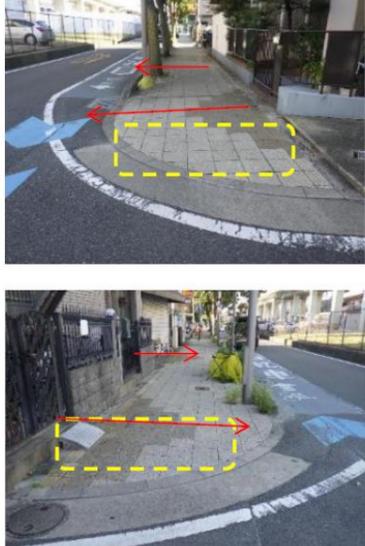
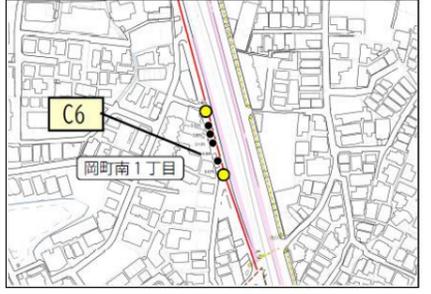
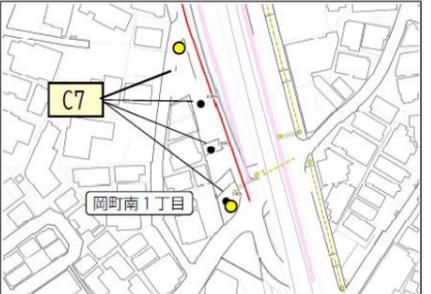
年度	移動等円滑化促進地区		調査数量 (目安)	調査項目
	地区数	名称		
R6	5	岡町駅地区	50箇所/地区	・歩道の有無 ・幅員 ・段差 ・勾配 ・点字ブロック 等
		豊中駅地区		
		曾根・服部天神駅地区		
		蛭池・大阪空港駅地区		
		緑地公園駅地区		
R7	4	千里中央駅地区		
		少路駅地区		
		柴原阪大前駅地区		
		庄内駅地区		

2.3 整備計画の検討について

整備計画では、計画の位置づけ、整備対象、整備方針、整備内容、整備スケジュール等を定めます。また、現地調査で抽出された整備が必要な箇所のバリアフリー化について検討を行います。

【バリアフリー化の例】

歩道拡幅、段差・勾配解消、点字ブロック設置、区画線の設置、路側帯のカラー化 等

課題 C5	<p>西側歩道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導用ブロックが設置されていない ・横断部や車両乗り入れ部の傾きが大きい (2.27%、3.57%、3.32%)  
課題 C6	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導用ブロックが設置されていない ・横断部や車両乗り入れ部の傾きが大きい (3.40%、3.32%、3.85%、3.13%、4.44%、3.07%)  
課題 C7	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導用ブロックが設置されていない(歩道・バス停) ・横断部や車両乗り入れ部の傾きが大きい (4.09%、2.88%、3.40%)  
事業内容	・誘導用ブロックのない箇所については歩道の端部を優先的に早期に設置いたします。

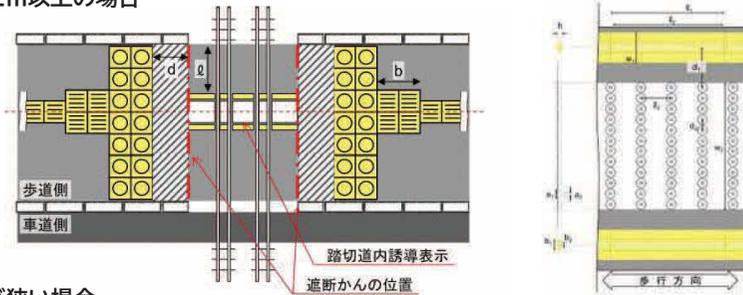
【図1 現地調査結果】

※現地調査結果を基に、諸条件(地形条件、沿道調整、工程、費用面等)を勘案し、計画内容を検討中

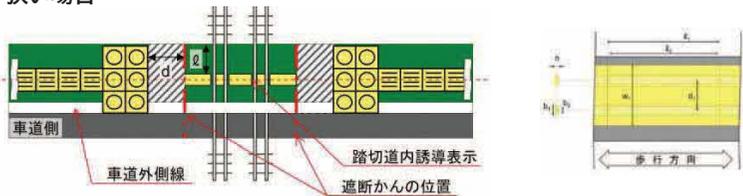
1. 踏切道内誘導表示の設置基準について(国ガイドライン改定)

令和6年(2024年)1月に「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」が改定され、踏切道内誘導表示の基準が定められました。

○ 歩道 2m以上の場合



○ 歩道が狭い場合



【図1 道路の移動等円滑化に関するガイドライン(踏切道)】

2. 踏切道内誘導表示の整備方針について

本市では、これまで複数回にわたり、市内の踏切利用者から、踏切道内誘導表示の設置について視覚障害の当事者視点でチェックを行ってきました(表1)。

今後は、ガイドラインの改定やバリアフリーチェックシステムの結果を考慮し、踏切道内誘導表示の設置を進めていく方針です。

■これまでのバリアフリーチェックシステムの結果

【整備方針】

- 車両通行止めの踏切や歩行空間を確保できる踏切から設置する。
- 踏切道内誘導表示は踏切端部から 20~30cm の位置に設置する。
- 片側設置とする場合、駅の近くに踏切がある場合は、最寄り駅から近い方に設置する。

【留意点】

- ※現場の物理的制約や維持管理条件などを考慮し、踏切ごとに条件を整理して対応する。
- ※歩者分離のない踏切では、新たに歩行空間を確保できる場合に設置を検討する。(歩行空間が確保されていない状態での誘導はむしろ危険を招く可能性があるため。)

【表1 バリアフリーチェックシステムの実績に基づく取組み経過】

年度	内容
H22	<p>当時、全国初の試みとなる踏切道内誘導表示を服部踏切で試験設置 (設置主体:大阪府池田土木事務所 府道豊中吹田線)</p> <p>【選定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■バリアフリー法の生活関連経路に指定 →駅と障害福祉センターひまわりを結ぶ経路) ■踏切横断歩行者数が約2万人 →当時府内で2番目に歩行者数が多い踏切であった
	<p>【当時の新聞記事】</p>
H23	<p>服部踏切にて踏切道内誘導表示の設置位置を改善 →踏切端70cmから30cmに改善</p>
H30	<p>服部踏切にて利用者アンケート実施(実施主体:(一財)国土技術研究センター)</p>
R3	<p>奈良県内で踏切事故発生(視覚障害のある人が踏切内で列車に接触し、お亡くなりになる事故)</p> <p>国土交通省は「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定 →踏切道での安全対策を追加</p>
R4	<p>車両通行止め又は歩行空間が確保できる踏切の遮断機の手前に点字ブロックを設置</p> <p>蛸池上り入駅(車両通行止め) 穂積第三(歩道あり)</p>
R5	<p>国土交通省は「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」を改定 →踏切道付近の点字ブロック・踏切道内誘導表示の基準(設置方法や構造規定等)を追加</p> <p>歩行空間のある服部踏切について、踏切道内誘導表示の設置位置を確認 →踏切端から20~30cmの位置に設置(現況どおり)</p>
R6	<p>歩車分離のない踏切・車両通行止め踏切について、踏切道内誘導表示の設置位置を確認 →踏切端から20~30cmの位置に設置 →歩者分離のない踏切では、歩行空間を確保できる場合のみ設置を検討</p> <p>穂積第五踏切(歩車分離なし) 穂積第六踏切(車両通行止め)</p>
R7	<p>車両通行止め又は歩行空間が確保できる踏切への踏切道内誘導表示の設置に向けて、鉄道管理者との協議を進行中</p>

3.令和7年度(2025年度)の予定について

○市管理道路にある踏切道

豊中市管理道路にある踏切道については、令和4年度(2022年度)に視覚障害のある人が踏切の位置を把握できるよう、遮断機の手前に点字ブロックを設置しました。
令和7年度(2025年度)より、車両通行止め又は歩行空間が確保できる踏切道7箇所において、鉄道管理者と踏切道内誘導表示の設置に関する協議を進めています。また、残りの踏切道についても、引き続き検討を進めます。

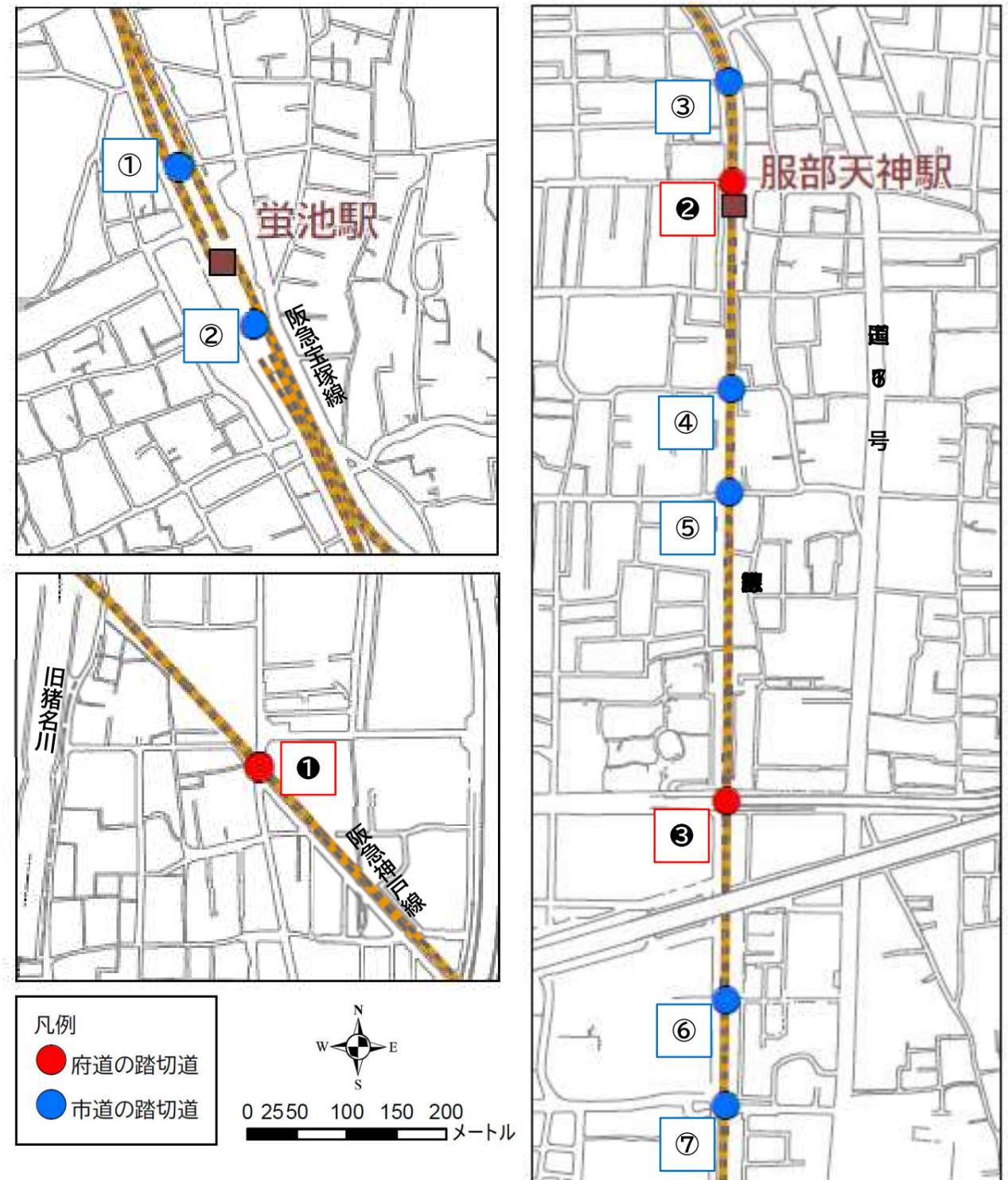


○府管理道路にある踏切道

大阪府管理道路にある踏切道については、令和6年度(2024年度)に庄本踏切道、服部踏切道に踏切道内誘導表示を設置し、令和7年度(2025年度)は残る穂積第五踏切に設置する予定です。

※市内の対象踏切道

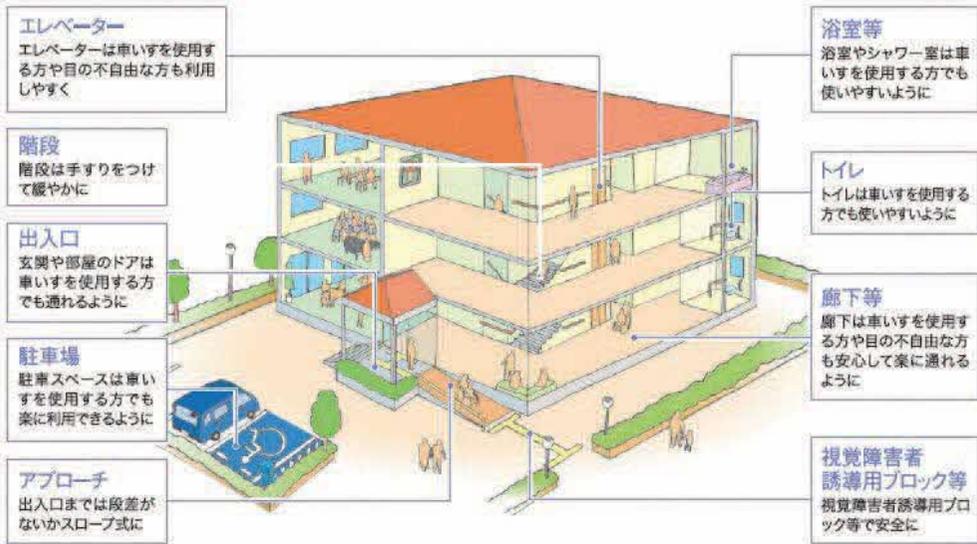
①庄本踏切道(整備済) ②服部踏切道(整備済) ③穂積第五踏切道



【図2 対象踏切道(位置図)】

1. 建築物のバリアフリー基準

大阪府内において、基準適合義務の対象となる建築物を新築・増築・用途変更等をする場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準（移動等円滑化基準）に適合させる必要があります。なお、大阪府福祉のまちづくり条例は、建築物に関して、バリアフリー新法よりも対象用途の追加・規模の引下げ・基準の付加を行ったものです。



出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット



出典)「大阪府福祉のまちづくり条例」パンフレット

図. 建築物のバリアフリー化のイメージ

2. 令和6年度(2024年度)の実績

エレベーターの設置

●少路小学校にエレベーターを設置しました



エレベーターホール



エレベーターかごの内部



エレベーターかごの内部

車いす利用者でも使いやすい位置に操作盤を設け、背後の状況が確認できるように鏡を設置しました

●高川小学校、北緑丘小学校、第十一中学校の校舎トイレを改修しました

校舎トイレの改修



バリアフリートイレの設置(高川小学校)

手洗い器に手すりを設置し、車いす利用者でも使いやすいように足元の空間を確保しました



車いす対応手洗い器の設置(北緑丘小学校)



男子小便器の改修(第十一中学校)

身長による制限の少ない床置き式の小便器とし、1箇所に手すりを設置しました

●体育館トイレを改修しました

小学校6校(桜井谷小・豊島西小・刀根山小・豊島北小・少路小・桜井谷東小)
 中学校5校(第一中、第二中、第九中、第十一中、第十三中)

豊島西小学校



バリアフリートイレの設置



外部出入口の改修

スロープと扉を改修し、外部出入口の段差を解消しました

第十三中学校



バリアフリートイレの設置



内部出入口の改修

段差を解消しました

3. バリアフリー化の進捗状況

校舎内のエレベーター設置やトイレ改修を進めるとともに、指定一般避難所・指定緊急避難場所となる体育館のトイレ改修を進めていきます。

令和7年(2025年)3月末時点

		小学校	中学校
エレベーター設置工事	実施数/総数	34校/38校	16校/16校
	実施割合	約90%	100%
校舎トイレ改修工事	実施数/総数	36校/38校	12校/16校
	実施割合	約95%	75%
体育館トイレ改修工事	実施数/総数	15校/38校	7校/16校
	実施割合	約40%	約44%

4. 令和7年度(2025年度)の予定

改修工事

	小学校	中学校
エレベーター設置工事	原田小学校、高川小学校 寺内小学校	
校舎トイレ改修工事	新田南小学校	第十二中学校、第十六中学校 第十八中学校
体育館トイレ改修工事	大池小学校、中豊島小学校 原田小学校、新田小学校 北丘小学校、東丘小学校 西丘小学校、高川小学校 南丘小学校、泉丘小学校 野畑小学校、東豊台小学校 箕輪小学校、北条小学校 寺内小学校、緑地小学校 東泉丘小学校、北緑丘小学校 新田南小学校	第四中学校、第五中学校 第八中学校、第十二中学校 第十四中学校、第十六中学校 第十七中学校、第十八中学校

※市内すべての小中学校の体育館で、空調設備の設置を進めています。

令和7年(2025年)9月末までの完了をめざし、工事が完了した学校から順次使用を開始します。

□ 令和7年6月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下、「政令」という。)が一部改正されることを受け、条例基準との整合を図るため、大阪府福祉のまちづくり条例の改正を行う。

政令改正の概要(告示の内容を含む)

(1) 便所に係る基準の見直し

現行 建築物に不特定多数が利用する便所(以下、「不特定多数利用便所」)を設ける場合は、**車椅子使用者用便房を1箇所以上**設ける

改正 ①**不特定多数利用便所**を、**原則各階に1箇所以上**設ける
 ②**車椅子使用者用便房**を、**原則各階に1箇所以上***設ける
*床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する建築物においては、**小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に車椅子使用者用便房を1箇所以上**設ける

(2) 車椅子使用者用駐車区画の設置数にかかる基準の見直し

現行 駐車場を設ける場合は1台以上を設ける

改正 駐車場を設ける場合は、その総数に対する割合で定める数以上を設ける
 総数が200台以下の場合 2%以上
 総数が201台以上の場合 1%+2以上

(3) 劇場等の車椅子使用者用部分の設置数にかかる基準の新設

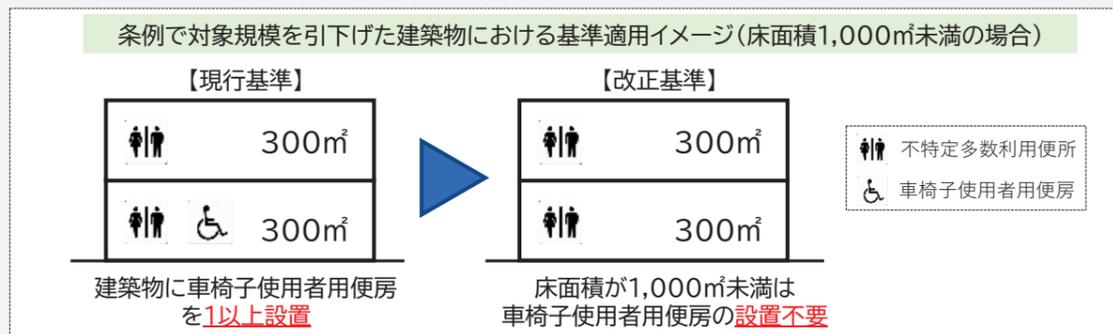
現行 基準なし

改正 座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける
 総数が400以下の場合 2以上
 総数が401以上の場合 0.5%以上

政令改正に伴う条例への影響

○政令では2,000㎡以上の建築物に基準適合義務を求めているが、大阪府では条例において、規模要件の引下げを行っている

○政令の車椅子使用者用便房の設置基準の見直しにより、1,000㎡未満の建築物において、従来の基準と異なり車椅子使用者用便房の設置が不要となる



条例改正の概要

○今般の政令改正に伴い、条例で対象規模の引下げを行った建築物について、政令との整合を図る必要があることから、以下のとおり見直しを行う。

■便所にかかる基準の見直し

①条例対象小規模建築物(床面積500㎡未満の建築物)*に対する**不特定多数利用便所の設置の緩和**
*政令基準の適合義務の緩和が可能

従来通り「任意設置」とするため、便所に係る政令基準への適合義務を求めないよう改正(第13条2項)

②床面積1,000㎡未満の建築物への**車椅子使用者用便房の設置**

車椅子使用者用便房を**従来通り「建築物に1箇所設置」とする**よう改正(第18条2項)

	各階の床面積が1,000㎡以上の場合	床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の場合	床面積の合計が500㎡未満の場合
便所の設置イメージ	1000㎡ 1000㎡ 1000㎡ 1000㎡	300㎡ 300㎡	200㎡ 200㎡
不特定多数利用便所	原則、各階設置	原則、各階設置	任意設置
車椅子使用者用便房	原則、各階設置	建築物に1箇所	建築物に1箇所以上(不特定多数利用便所を設置する場合)

政令基準
 条例基準

その他規定整備

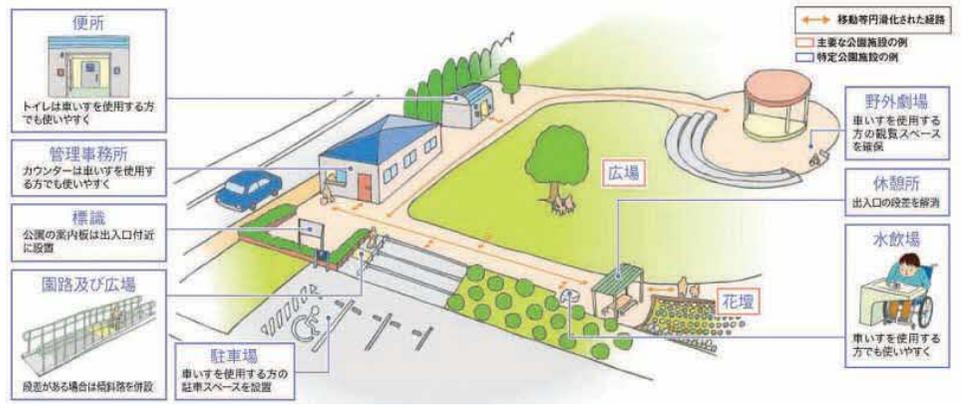
➤ 政令の条項ずれに対応するように改正 等

● 公園のバリアフリー基準

都市公園において特定公園施設^{※1}の新設・増設・改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準(都市公園移動等円滑化基準^{※2})に適合させなければならない。また、既設の特定公園施設に対しても、基準に適合するよう努めなければならない。

【※1特定公園施設】都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場/屋根付広場/休憩所/野外劇場/野外音楽堂/駐車場/便所/水飲場/手洗場/管理事務所/掲示板/標識

【※2都市公園移動等円滑化基準】園路・広場の出入口、通路・階段・傾斜路に関する幅・勾配、主要な公園施設への接続の確保、車いす使用者用便所・駐車施設・観覧スペースの設置などについて定めた基準



出典)「バリアフリー新法の解説(国土交通省・警察庁・総務省)」パンフレット

図. 公園のバリアフリー化のイメージ

① 多機能トイレへの置換(平成30年度(2018年度)で終了)
 いろいろな人たちが利用できるようなトイレになりました。入口や室内は車いすを利用する方が進入、転回できる広さを確保しています。



野畑公園

島江北公園

大黒町南公園

② ユニバーサルデザインタイプの水飲みへの置換
 車いすを利用される方や高齢者、幼児にも使用しやすいものになりました。



東泉丘2丁目中公園

千里南町公園

島田西公園

③ 出入口部の改善
 車いすを利用する方やベビーカーを利用する方が通行しやすいよう、車止めの間隔を広くとりました。(間隔120cm以上)



東泉丘2丁目中公園

豊南町西2丁目児童遊園

千里南町公園

④ 段差解消、勾配緩和
 車いすを利用する方やベビーカーを利用する方が通行しやすいよう、スロープ設置や段差解消を行いました。



千里南町公園

野田公園

千里南町公園

○ 令和7年度(2025年度)の主な実施予定公園
 (長興寺南公園、稲津町2丁目児童遊園、上の町公園、他4公園)



身障者対応水飲みへ置換

出入口車止め改修

段差解消

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」や、豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)の理念である「誰もが気軽にかけられるまちづくり」の実現のためには、市民、事業者、行政が「障害の社会モデル」について理解を深めることが重要です。

社会に存在する物理的障壁(バリア)は、誰もが公平に自由に移動できる権利として、多様な個性の人々の人権や尊厳を尊重するためにも、社会の責務として、社会環境整備を推進していかなければなりません。

また、近年の社会生活では、人と人とのコミュニケーションにおいて今まで以上に差別や偏見、無理解、無関心といった人々の意識上の障壁(バリア)を取り除き、多様な個性の人々を尊重し、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルの醸成が求められています。

これらを踏まえ、豊中市では障害の社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進について取組みを進めていきます。

「心のバリアフリー」の考え方(ユニバーサルデザイン 2020 行動計画)

「心のバリアフリー」の考え方として「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。」と示され、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、以下の3点が重要であると示されています。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

障害者差別解消法 令和3年(2021年)5月改正

目的:障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげること。

概要:国の行政機関・地方公共団体等、民間事業者による「障害を理由とする不当な差別的取扱い」を禁止すると共に、行政機関に対し職員対応要領の策定(本市は平成28年策定)を努力義務とするなど、具体的な取り組み内容について定めている。令和3年の改正では合理的配慮の提供が事業者にも義務付けられることとなった。(令和6年4月1日施行)

※大阪府においては、令和3年4月1日より大阪府障がい者差別解消条例を改正し、既に事業者による合理的配慮の提供を義務化しています。

豊中市の取組み(令和6年度)

1. 啓発イベントの実施



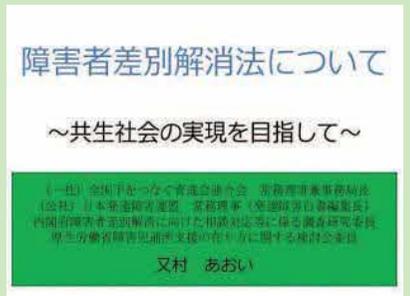
豊中市障害者啓発活動委員会とともに啓発イベント等を実施しました。また、市内でスーパーマーケットを展開する事業者と共催するなどし、当事者や支援者はもとより、多くの市民に対して障害のある人への理解を深める啓発活動を実施しました。

- ▶ 令和6年度(2024年度)実績
- ・ 障害者週間啓発イベント「素のままが、ええやん!♪」(啓発パネルと障害のある人が制作した絵画や書道などの作品の展示、授産製品の販売、手話ダンスなどのステージパフォーマンスなど)、補助犬啓発イベント(市内事業者と共催)を開催
- ・ 手話言語啓発クリアファイルを作成・配布(市立小学校及び義務教育学校、府立豊中支援学校小学部に在籍する1年生から3年生までの児童や各啓発イベント等で配布)

2. 豊中市障害者差別解消支援地域協議会の開催

市域における障害を理由とした差別の解消等を目的として、相談事例の共有や研修を実施しました。

- ▶ 代表者会議3回、実務者会議1回
- 実務者会議での研修内容は、「障害者差別解消法について ～共生社会の実現を目指して～」と題して、外部講師を招聘し、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供、建設的対話について、他の自治体や事業者などの具体的な事例を交えて学びました。



3. 行政内部での理解促進



- ▶ 職員対応要領を基にした研修の実施
新規採用職員研修(2回)105人受講、係長級・技能長昇格前研修(1回)58人受講、当事者から学ぶ人権と接遇研修(1回)20人受講、庁内出前講座 1部署58人受講
- ▶ 市役所での障害者職場体験実習
実施部署:19部署、実習人数:19人

<研修資料より抜粋>

4. その他の啓発

- ▶ ヘルプマーク等の配布実績 ヘルプマーク:2,391枚 ・ヘルプカード:1,603枚
- ▶ 出前講座の実施 2団体 39人受講
- ▶ 市内薬局でのデジタルサイネージを活用した啓発(身体障害者補助犬、ヘルプマーク) 87か所
- ▶ ろう者や手話に関する動画を3本作成し、市ホームページで配信
- ▶ 手話に関する啓発チラシを作成し、市ホームページへの掲載と窓口等で配布

1. ハード面の取り組み内容

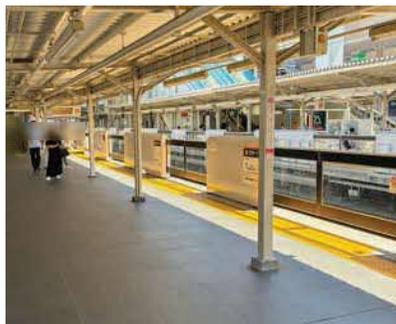
①トイレリフレッシュ工事(内装の美装化)に伴う機能の分散

- ・令和 6 年度(2024年度)実績:なし
 - ・令和 7 年度(2025年度)予定:庄内駅
- 改修内容:美装化に伴い、車椅子使用者用トイレに集中していた機能を一般ブースにも分散して設置する。
- 例)ベビーシートの新設
一般ブースでのベビーチェア、簡易オストメイトやフィッティングボードの設置
車椅子使用者用トイレでの大型シートの設置

②蛍池駅可動式ホーム柵設置工事

- ・令和 6 年度(2024 年度)実績: 3/27(木)初発から可動式ホーム柵供用開始

○供用後写真



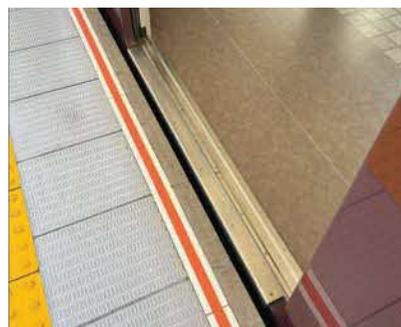
大阪梅田方面行ホーム



宝塚方面行ホーム



ホームと車両の段差



ホームと車両の隙間

③豊中駅可動式ホーム柵設置工事

- ・令和 6 年度(2024 年度)実績: 設計業務完了
- ・令和 7 年度(2025 年度)予定: ホーム打上工事実施中

○工事内容

- ・ホームの高さを打上することにより、車両との段差を縮小する。
- ・ホームの先端部分の改良、くし状ゴムの設置により車両との隙間を縮小する。
- ・可動式ホーム柵を設置する。

○予定工期:~2026 年 9 月末

○施工中写真(2025 年 7 月現在)



ホーム打上状況の全景



ホームと車両の段差・隙間

2. ソフト面の取り組み内容

①資格の取得推進

サービス介助士資格累計取得者数1,743名(令和7年(2025年)3月時点)
令和7年度(2025年度)よりサービス介助士からユニバーサルマナー検定(鉄道)資格取得へ
資格移行を行う

②インスタントシニア体験学習の実施

入社時、車掌・運転士昇格時に実施



<インスタントシニア体験学習の風景(左:机上学習/右:実地学習)>



<サービス介助士の疑似体験風景>

北大阪急行電鉄ではハード・ソフトの両面でバリアフリーを推進しています。

1. ハード施策

① 旅客案内情報装置の各種表示機能

- 旅客案内情報装置は、全駅の各改札口に設置しており、通常時は企画乗車の案内やイベント情報、マナー啓発画面を表示しています。一方、異常発生時には、災害時の緊急情報や列車の運行情報などをリアルタイムで一括配信することにより、聴覚障害のある人や日本語に不慣れな方にも迅速な情報発信を行っています。

<行先表示機能の多言語表示機能>



② ピクトグラム(案内用図記号)による案内表示

- 延伸区間開業に合わせた案内看板デザインの変更に伴い、ピクトグラムによる案内を増やすことで、わかりやすい案内表示としています。

<案内看板の例>



2. ソフト施策

① サービス介助士の資格取得推進

- お年寄りやお身体の不自由なお客さまに気持ち良くご利用いただくために、介助の知識と技能を認定された「サービス介助士」の資格取得に取り組んでいます。
- 令和7年(2025年)3月末時点の資格取得率は運輸従事員で100%となっています。

② 段差・隙間解消状況に関する情報提供

- 「らくらくおでかけネット(公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団)」を活用し、段差・隙間解消状況に関する情報を提供しています。

③ ホームページにて駅バリアフリー施設・サービス状況提供

- エレベーター・エスカレーター、トイレ、AED、授乳室の設置やマタニティマーク配布等の状況を、駅ごとにアイコンにて一覧化しています。



3. その他

- ① 可動式ホーム柵整備(全駅設置済み)
- ② ホームと電車乗降口の段差・隙間対策(全駅対策済み)
- ③ バリアフリートイレの整備(全駅設置済み)

1.バリアフリーに関する情報をホームページに掲載

(1)全駅対応のバリアフリー設備

- 車椅子対応 幅広改札機
- 点字・車椅子対応 自動券売機
- 音響案内装置・誘導ブロック
- 乗降用段差解消スロープ
- 車椅子対応トイレ
- オストメイト対応トイレ
- トイレ点字案内板
- トイレ音声案内装置
- トイレのベビーチェア設置
- AED
- 構内点字案内板



(2)バリアフリー設備一覧

駅名	エレベーター/エスカレーター		トイレ
	地上階 改札階	改札階 ホーム階	
大阪空港			
蛍池			
柴原阪大前			
少路			
千里中央			

※大阪モノレールのホームページより豊中市内の駅のみ抜粋

2.バリアフリーに関するソフト面(人的対応)の取り組み

(1)サービス介助士の取得

令和7年度(2025年度)までに全駅係員の取得完了
 取得者数:81名(退職者・異動者除く) 令和7年度(2025年度)の取得計画:8名

(2)交通事業従事者を対象とした手話教室の受講

累計受講者数:37名 令和7年度(2025年度)の受講計画:なし

(3)交通サポートマネージャー研修の受講

令和4年度(2022年度)以降はサービス介助士講習を受講

(4)インスタントシニア体験研修・視覚障害体験研修の実施

令和2年度(2020年度)以降はサービス介助士講習を受講

(5)耳マークの設置

全駅改札窓口に設置



(6)認知症サポーター養成講座の受講

累計受講者数:101名(2025年7月9日現在)

1. バリアフリーマップの公表について

市内各駅周辺のバリアフリー情報を掲載した「バリアフリーマップ」をリニューアルし、市ホームページや公共施設の窓口で令和7年(2025年)6月から配布しています。

市内全駅周辺の公共・民間施設や経路のバリアフリー対応状況のほか、バリアフリートイレの設備一覧を掲載しています。

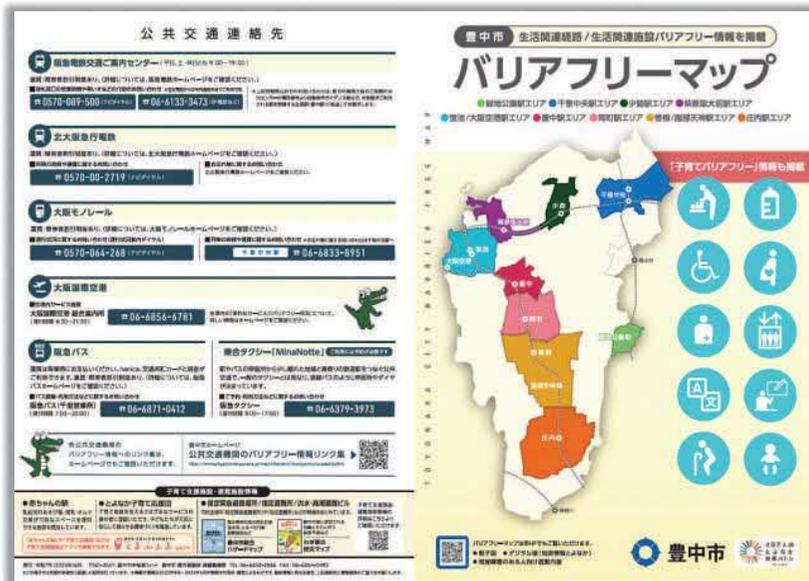
また、市ホームページでは、地図上で操作可能なデジタル版や、視覚障害のある人向けに点字ブロックに沿ったルート案内する道案内版も随時公開しております。

豊中市バリアフリーマップ(全駅エリア版)の概要

- ◆ 歩行者通行の多い経路(生活関連経路)の情報
歩道の幅や勾配、点字ブロックの設置状況など
- ◆ 多くの人を利用する施設(生活関連施設)の情報
公共施設、商業施設、病院などの入口の幅や段差、トイレ、エレベーター、駐車場、子育て設備、窓口での対応など
- ◆ バリアフリートイレの設備一覧
施設内のバリアフリートイレ情報は、手すり、大型ベッド、オストメイト設備など

■表紙と裏表紙

…表紙では対象エリア等を掲載し、裏表紙では公共交通連絡先および市の子育て支援施設や避難施設に関する情報を掲載



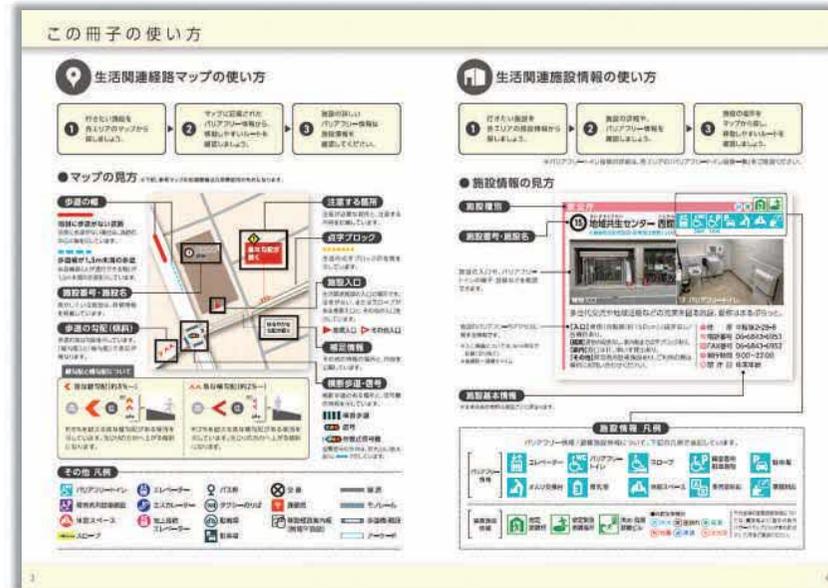
■冊子概要と目次

…マップの目的、バリアフリーマスタープランの解説、障害の社会モデル等について掲載



■冊子の使い方

…マップや施設情報の見方について掲載



1. 市有施設のバリアフリー化検討会の設置について(案)

(目的)

市有施設の整備にあたり、あらかじめ誰もが利用しやすいようバリアフリー法令基準を補完するユニバーサルデザイン(UD)化を指向した整備を推進するため、事業に着手する前の計画段階等から多様な当事者意見を聴取する市有施設のバリアフリー化検討会の実施に必要な事項を定めること。

(所掌事務)

○市が所有する道路、公園及び建築物の整備事業におけるバリアフリー化の意見聴取

(組織)

会長(基盤整備課長)及び目的に賛同する市内の当事者団体、個人及び市の関係部局のうち、会長が指名し依頼した者

(チェックを行う当事者)

チェックを行う当事者は、市内の障害のある人・乳幼児連れ保護者等を選任する。

(対象事業)

○道路及び公園

対象規模については検討中

○建築物

不特定多数の利用が多い市有施設(床面積2,000平方メートル以上)の新築・増築をする部分を対象(地域の子育て支援施設など小規模な建築物についても、当事者の利用実態に応じて検討。)

(意見の蓄積)

検討会で出された意見は、意見の整理・蓄積を行い、対象規模に関わらず、今後の市有施設全般に活用できるようにする。

(時期)

事業の基本構想又は基本計画及び基本設計等のそれぞれの時期に実施
(内容の変更が可能な時期までに実施することを原則とする。)

(検討会の実施)

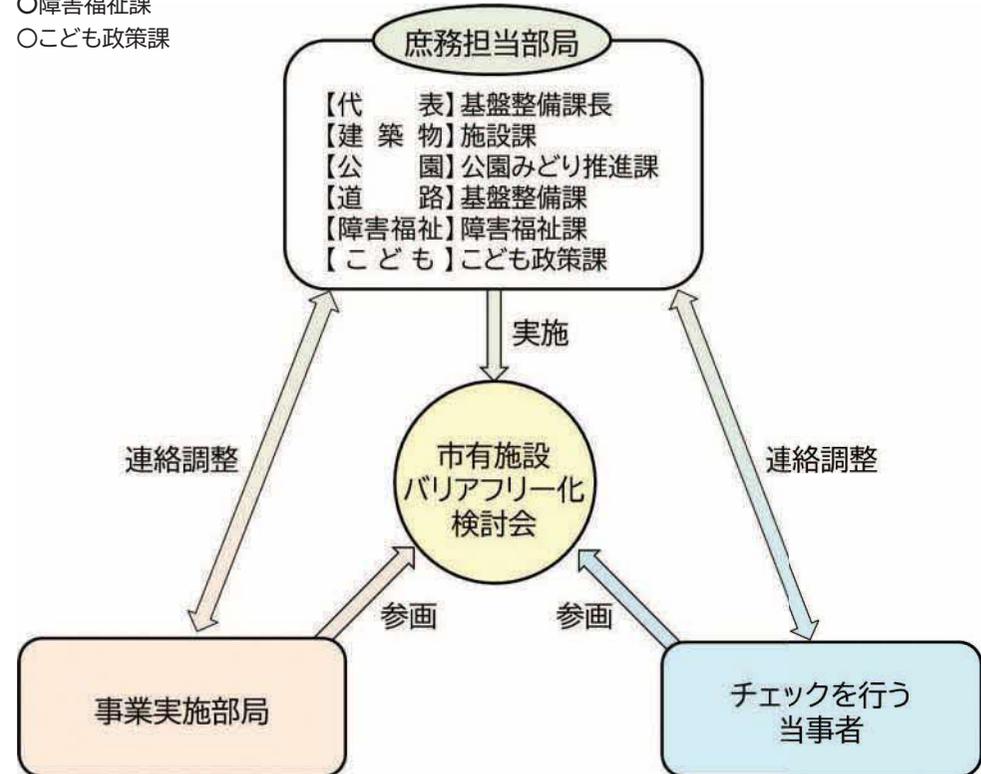
庶務担当部局が検討会の実施に必要な連絡調整等を事業実施部局及び当事者を行う。
(図1 検討会の進め方(イメージ図)参照)

(意見の共有)

検討会の実施結果は、参画された当事者へ共有する。

(庶務)

- 基盤整備課
- 施設課
- 公園みどり推進課
- 障害福祉課
- こども政策課



【図1 検討会の進め方(イメージ図)】

2. 「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン(国土交通省 R7.5)」について

令和7年(2025年)5月、国土交通省から「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が公表されました。

本ガイドラインでは、建築プロジェクトにおける当事者参画の重要性が示されており、今後は本ガイドラインも参考にしつつ、検討を進めます。



3. 市有施設のバリアフリー化検討会の実証結果について(原田緑地)

現在新たに整備計画中の原田緑地において、「検討会の進め方(図1)」に従い、要綱の本格施行に向けた実証的な検討会を開催しました。本実証では、実際に参加いただいた当事者の方々から生の意見を聞くことができる説明会方式で実施しました。

①原田緑地(愛称：豊中つばさ公園 ma-zika)の概要

大阪国際空港に千里川土手を挟んで隣接する区域において、真上を通過する飛行機を間近に鑑賞することができる立地特性のほか、緑地帯となっている環境を活かした空とみどりを一体的に体感できる公園を整備します。

所在地	豊中市原田中2丁目46番1ほか
敷地面積	約 5.9ha ※公園区域外とする航空保安施設は含めず
整備内容	<一部開園> 管理事務所(2階屋根付展望広場、1階屋内休憩所、トイレ、授乳室、自動販売機)、記念樹の森、学習の森、駐車場 <全面開園> 展望・芝生広場(BANK)、マルシェ広場(屋根付広場)、イベント広場、遊具広場、ドッグラン、飲食施設、バーベキュー広場、観察の森、自然の森、体験農場、トイレ、自動販売機、デジタルサイネージ(空港の歴史案内、航空機情報案内等)、駐車場
開園時間	9時から21時30分(入場は21時まで) ※休園日なし

②開園スケジュール

本体工事	令和6年(2024年)10月～令和9年(2027年)2月
一部開園(駐車場・管理事務所・屋根付展望広場ほか)、千里川土手右岸の供用開始	令和7年(2025年)8月
全面開園	令和9年(2027年)3月

③実証の概要

【実施日時】令和6年(2024年)2月14日(金)14時30分から16時30分

【実施場所】地域共生センター(大会議室)

【参加者】目的に賛同する市内の障害当事者、学識経験者、市の関係部局、コンサルなど

【当日の流れ】



※後日、検討会の実施結果を参画していただいた当事者の方々に共有(参考資料2)



【参考1】前回協議会の意見と回答

No.	意見内容	回答
1	<p>市営住宅戸数を縮小するという話があるようだが、需要過多の状況で供給を減らせば、バリアフリー対応の住戸に対しても影響が出る。現状から借り上げのように形態を変えるなどの全戸数の確保と、住戸のバリアフリー化した促進策をどのように考えているのか</p>	<p>(住宅課) 市営住宅は管理戸数2,387戸のうち、約半数にエレベーターが設置されていない状況のため、順次建替えを行い、バリアフリー化を進めております。 住戸内については、建替えにより新規整備される住戸は段差のない仕様とし、車いす使用者向け住戸も一定数整備しています。また、既存の住戸についても空家修繕時に可能な限りの段差解消や手すりの設置を行っているところです。 民間賃貸住宅については、セーフティネット住宅(住宅セーフティネット法に基づく登録住宅)のバリアフリー改修費にかかる補助制度が活用できます。今年10月には住宅セーフティネット法の改正により、居住サポート住宅認定制度が創設される等、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネット機能が強化されますので、これらの制度を活用しながらさらに取り組みを進めてまいります。</p>
2	<p>以前より協議会で「他市で障害者用トイレは物置化が未だに散見されるため、この様なことがないように」と話してきたが、2024年12月11日千里中央公園展望台の障害者用トイレに掃除道具などが置かれていた。当該トイレの原状回復をはかるとともに、市が設置・管理している全障害者用トイレで物置化や故障などで使用不可なものはないか早急に点検し、協議会へ報告してください。</p>	<p>(公園みどり推進課) 千里中央公園展望台の障害者用トイレにつきまして、使用する際に支障となる掃除道具は別の場所に移動させ、通常通り使用できる状態にしております。 (基盤整備課) 市が設置・管理しているバリアフリートイレの点検につきまして、各施設管理者によって行われるものでございますので、具体的な箇所をご連絡いただければ、各施設管理者に伝えてまいります。</p>
3	<p>2月14日に行われた原田緑地のバリアフリー化検討会に参加したが、障害当事者と市の間で認識の齟齬が目立った。障害当事者は過去の説明会での不満や情報不足から、完成前の施設に大幅な変更を求める傾向がある。一方、市は障害者向けの具体的な説明方法等ができておらず、また事業実施部局は障害の社会モデルを理解していないため困惑されていた。今後は、意見聴取の目的や段階を明確に伝えるとともに、少人数での円卓会議を通じて意見聴取の練習を行うべきである。また、新たに策定される「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」を参考にすることを提案する</p>	<p>(基盤整備課) ご指摘の点につきましては、障害当事者と市の間で認識の齟齬がないよう検討会での改善点を整理して、今後の仕組みづくりに反映してまいります。 また、ご意見のとおり、令和7年(2025年)5月には、国土交通省から「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の別冊として「建築プロジェクトの当事者参画ガイドライン」が公表されました。今後は本ガイドラインも参考にしつつ、検討を進めてまいります。</p>
4	<p>国が新たに導入しようとしている当事者参画では、公立学校などは対象外になっているが避難所などで使用するのでバリアフリー化検討会では対象とし、バリアフリー化検討会でも対象外になっている2,000平米以下の建築物も障害者の労働等を鑑みて対象としていただきたい。また、当事者参画を建築物単位だけでなく、再開発等のエリア単位でも進めていただきたい</p>	<p>(基盤整備課) 現在検討中の市有施設の整備事業における当事者参画について、協議会資料にも示すとおり、2,000平米以下の建築物といった小規模な建築物についても、当事者の利用実態に応じて検討してまいります。また、再開発等での当事者参画については、民間主体整備となるケースも想定されるため、民間事業者でも使いやすいシステムとなっているバリアフリーチェックシステムの促進等を進めてまいります。</p>

【参考2】豊中つばさ公園のバリアフリー化に関する意見(令和7年2月14日聴取)における対応の方向性一覧

令和7年8月12日時点

No.	指摘箇所	指摘事項	対応の方向性
1	点字ブロック	点字ブロックが全体的に少ない。受付までの誘導はしてほしい。	2期工事中に、管理事務所受付までの点字設置を含めた視覚障害のある人の誘導について検討します。
2		最寄りの公共交通機関となるバス停からは点字ブロックを連続的に設置されたい。	2期工事中に、バス停からの動線に点字ブロックを設置する方向で調整します。
3	トイレ	トイレの数が全体的に少ない。遊具広場やドッグランの近くにもほしい。だれでも使えるトイレを設置してほしい。	南側管理事務所のバリアフリートイレに加え、遊具広場近くの北側管理事務所にもバリアフリートイレを設置します。
4		バリアフリートイレに音声案内をつけてほしい(地域共生センターみたいに)。	バリアフリートイレ内へ音声案内設備を設置するための配線整備が困難であり、設置することができませんが、管理事務所にお声掛けいただければ職員が案内対応します。
5		バリアフリートイレに大人でも使用できるベッドを設置してほしい。	南側管理事務所のバリアフリートイレ内のおむつ交換台を大人用ベッドに変更します。また、北側管理事務所のバリアフリートイレ内にも大人用ベッドを設置します。
6		トイレの扉は、自動式や手動引き戸であっても、閉じるスピードを調整できる機能があるものや、ワンストップ機能(ストッパー付き)があるものが良い。	バリアフリートイレの扉は手動の引戸でゆっくり開閉するもので、全開時にストップする機能を備えます。
7	駐車場	全駐車台数273台に対して、障害者用駐車区画が5台というのは少ない。	障害者用駐車区画の5台に加え、建物に近い場所に「ゆずりあい駐車区画」を設けます。最終的な区画数については、検討中です。
8		障害者用駐車区画とは別に、建物に近い位置に、広い区画を必要としないが、移動に配慮が必要な方に向けた区画(ゆずりあい駐車区画)があればよい。	
9		障害者用駐車区画について奥行きを確保してほしい。	
10	遊具	障害のある子もない子も遊べるユニバーサルデザインな遊具を設置してほしい。	遊具広場において、障害のある子ども達も同じ公園の遊具で遊ぶことができるように設計されたインクルーシブな遊具を設置します。
11	情報発信	発達障害、認知症、外国人でも理解しやすいよう文字情報だけでなく、ピクトグラムによる効果的な情報案内をしてほしい。	ピクトグラムによる情報案内は、2期工事で設置されるサインについて、表示内容等検討します。
12	水飲み場(手洗い場)	子どもや車椅子利用者でも使いやすいユニバーサルデザインの水飲み場(手洗い場)を設置してほしい。	ユニバーサルデザインの水飲み場を設置します。
13	屋根	管理事務所までの動線や休憩スペースなど、車椅子を乗り降りする際にも屋根があれば助かる(雨をしのぐ・夏場日陰で休む場所)。	駐車場から管理事務所までの動線に屋根はありませんが、園内には、日差しをしのげる木陰のほか、管理事務所・大屋根・パーゴラ(日よけ)などの雨や日差しをしのげる施設でご休憩いただけます。
14	園路	園路となる部分(バンクなど)は、砂利道や特殊舗装などではなく、車椅子やベビーカーでもガタガタしない舗装にしてほしい。	園路など舗装面は、アスファルト舗装や平板舗装など車椅子・ベビーカーも通行しやすい舗装となっています。
15	階段	階段があるところにはスロープも設置してほしい。	一部地形や敷地的な制約から階段へのスロープ・エレベーターの併設が困難な箇所もございますが、ベビーカーや車椅子を利用したままでも各々の園内施設まで辿り着くことができる園路設計としています。また、南側管理事務所からバンクへの昇降は階段だけにならないようスロープやエレベーターを配置します。
16	店舗	マルシェの中など、園内に設置される店舗のバリアフリーはどうなるのか。	園内の店舗は、バリアフリー対応とします。
17	カームダウン・クルーダウン	飛行機の音などが刺激になる子はいないだろうか。そうした子どもでも遊びに来られるよう気持ちを落ち着かせる空間(個室やスペース)、防音設備があると良い。	飛行機のエンジン音などから気持ちを落ち着かせる空間として、管理事務所や飲食施設などの屋内施設を利用いただけます。
18	その他	来場者数の見込みは。	年間40万人の来場者数を見込んでいます。
19		営業時間の戸締りには警備員がついているのか。	開園時間帯は管理者が常駐しており、夜間は施錠します。
20		駐輪場は設置されるのか。	駐輪場は、3か所設置します(合計116台)。
21		情報案内設備では伊丹空港の歴史なども発信し、子どもたちが学べるようにしてほしい。	情報案内設備(デジタルサイネージ)の内容に関しては、ご意見の内容も踏まえて検討します。
22		指定避難場所になるのか、ならないなら、ならないの周知を(これだけの公園、勘違いして来てしまわないように)。	指定避難場所ではありません。
23		時間がどこからでも確認(大きな時計などがあれば)できればよい。	時計を1基設置します。
24		駐車場には大型のバスが駐車できますか。	出口ゲート手前に、大型バス用区画が1台分あります。
25		千里中央公園など類似施設を調査するべき。	今後の対応を検討します。
26		直接子どもたちの意見が伺えれば良いとおもう。	今後の対応を検討します。
27		今回のように机上の意見聴取だけでなく現場での意見聴取も行うべき。	今後の対応を検討します。